

大学連携研究プロジェクト事業研究業務委託 企画提案公募要領

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
大学連携研究プロジェクト事業研究業務
- (2) 業務の目的
県の持つ地域課題と高等教育機関が持つシーズが一致するテーマに沿い、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した実証研究や社会実装を伴う研究を公募し実施することにより関連大学等の連携を進めるとともに県内における地域課題の解決や地域活性化を目指す。
- (3) 業務の内容
別紙「仕様書」のとおり。
- (4) 委託（履行）期間
契約日から令和8年3月2日（月曜日）
- (5) 予定価格
1件あたり2,600,000円（消費税および地方消費税を含む）
- (6) その他
当該企画提案に係る経費は応募者の負担とする。
応募にあたっては、国や他の自治体等が実施する本事業以外の助成事業で採択済の研究と内容及び助成対象経費の重複がないこと。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている団体でないこと。
- (5) 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学もしくは短期大学の**法人組織**であること。

3 プロポーザル実施に係る日程、手続き等

- (1) 公募要領および業務仕様書等の配布方法
滋賀県総合企画部大学連携推進室において配布するほか、滋賀県ホームページに電子データを掲載する。
- (2) 説明会の日時および会場
説明会は実施しない。
- (3) 質問および回答の方法等
委託業務の内容および企画提案書の提出にかかる質問がある場合には、様式5「質問書」により該当する事項を記入の上、電子メールにより大学連携推進室（daishin@pref.shiga.lg.jp）あて提出すること。電子メール送信後はメールを送信した旨を電話連絡（TEL：077-528-3308）すること。なお、質問に対する回答については以下のとおりとする。
 - ア 質問期限
令和7年4月23日（水曜日）正午まで
 - イ 回答方法

令和7年4月28日(月曜日)17時を目途に質問のあった全事業者宛にメールで回答するほか、以下の滋賀県庁ホームページに提出された全ての質問および回答を掲載する。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/daigakurenkei/343382.html>)

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等については、持参もしくは郵送(簡易書留等の差出、受領の記録が残る方法に限る。)で提出すること。

ア 提出期間

① 持参の場合

受付日: 令和7年4月9日(水曜日)から令和7年5月9日(金曜日)

受付時間: 9時00分から17時まで(ただし、正午から13時00分を除く)。

② 郵送の場合

令和7年5月9日(金曜日)17時 必着とする。

イ 提出場所

滋賀県総合企画部 大学連携推進室

(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館2階)

ウ 提出部数等

企画提案書は6部(正本1部、副本5部)提出すること。

なお、副本は押印済みの正本のコピーで差支えない。

(5) 企画提案書等の提出に必要な書類等

ア 提出書類

① 企画提案書等提出書(様式1)

※評価項目に係る加算点事項についての報告に該当する場合はそれぞれ確認できる書類を添付すること。

② 団体等概要(様式2)

③ 企画提案書(様式3)

④ 事業費見積書(様式4)

※仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税を含むこと。(税額を明示すること)

イ 注意事項

① 提出された企画提案書等は返却しない。

② 書類選考にて審査を行うため、企画提案書に必要な内容を全て記載すること。

③ 提出後の書類の差し替え、変更、追加等は認めない。

④ 提出期間外に企画提案書等が提出された場合は提出を受理しない。

⑤ 大学または短期大学の地域連携もしくは産官学連携等の研究支援部門に所属する者が提出の担当者となること。研究室からの提出は認めない。

4 採択予定数

別紙「仕様書」に記載する研究テーマの①「ウェルビーイング」、②「ネイチャーポジティブ」、

③「宇宙関連技術」および④その他のテーマについて、テーマが重ならない3件程度とする。

※審査会において件数を決定する。

5 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

大学連携推進室において設置する審査会において、提案のあった企画提案書等の審査を行う。企画提案書等が受託要件を満たし、企画提案書を募集する際に定める公募要領や計画等の内容

に適合しているか、業務の目的に沿っているかを審査委員が審査した上で、上記4の各テーマにおける評価の総合点が最も高い者を比較し、総合点が高い順に予算の範囲で契約予定者を決定する。

なお、総合点が満点の6割に満たない場合は、競合する提案が無かった場合でも契約予定者とならない。また、審査会の審査で総合点と同じである場合、審査会での多数決で契約予定者を決定する。

(2) 審査会

滋賀県総合企画部大学連携推進室において、5名の委員をもって審査会を設置する。

(3) 評価項目および評価点

別途定める評価基準のとおり

(4) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施する。なお、上記2の参加資格を満たさないもの、または上記3に適合しない方法で企画提案書等を提出した者については、プレゼンテーション実施前に失格とすることがある。

① 実施予定日 令和7年5月16日(金曜日)午前～

② 実施時間 提案者ごとに20分(質疑応答を含む)を基本とし、詳細については企画提案書等の受付後に別途通知する。

③ 追加資料 プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとするが、詳細については企画提案書等の受付後に別途通知する。

(5) 結果の通知

企画提案の採否については、すべての参加者に文書で通知する。

6 契約の締結

審査の結果、契約予定者と企画提案書等をもとに契約内容について詳細な協議を行った後、提出された正式な見積書の額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。この際、企画提案書の内容について一部変更することもある。協議が整わない場合には、契約締結を行わないこともある。

7 個人情報の取扱い

事業により知り得た個人または法人に関する情報は別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に管理すること。

8 留意事項

(1) 法令順守

生命倫理、安全の確保および動物の取扱いに関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守すること。

(2) 研究内容に関する情報の取扱い

研究内容に関する情報は、滋賀県庁内の関係部署内で共有するほか、広報や公表資料への掲載、情報公開請求等により公開する場合がある。

(3) 軍事研究の禁止

軍事への寄与を目的とする研究は認めない。安全保障貿易管理に関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守すること。

(4) 失格について

上記2の参加資格を満たさない場合、または提出期限等に遅れた場合や提出書類に不足があった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合は、審査実施前に失格とする。

■ 担当部署（提出先）

滋賀県総合企画部大学連携推進室

（担当：小森、大寄）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1－1

TEL : 077-528-3308

E-Mail : daishin@pref.shiga.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 の報告)

第11 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除および損害賠償)

第12 甲は、乙が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

(再委託の禁止)

第13 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。